議案第11号

芽室町奨学金貸付条例中一部改正の件 芽室町奨学金貸付条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。 令和元年6月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町奨学金貸付条例の一部を改正する条例 芽室町奨学金貸付条例(平成29年条例第2号)の一部を次のように改正する。 本則中「高等教育機関」を「高等教育機関等」に改める。

第1条中「北海道農業大学校」を「職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に 定める北海道内の公共職業能力開発施設(普通職業訓練の普通課程、高等職業訓練の 専門課程及び応用課程に限る。)」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

説明

貸付の対象として、北海道内の公共職業能力開発施設を追加するため、本条例を改 正しようとするものであります。

芽室町奨学金貸付条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案

現行

(目的)

大学、短期大学、専修学校及び各種学校並びに職業能力開発促進 法 (昭和44年法律第64号) に定める北海道内の公共職業能力開発 施設(普通職業訓練の普通課程、高等職業訓練の専門課程及び応 用課程に限る。) (以下「高等教育機関等」という。) に修学す る者(以下「学生」という。) に対して芽室町奨学金(以下「奨 学金」という。)を貸付けることを目的とする。

(奨学金の利子及び償還方法)

第9条 一略一

- 2 奨学金の償還期間は、奨学生が高等教育機関等を卒業した年度 の翌年度から12年(2年の据置期間を含む。)とする。
- 3 · 4 一略一

(償還の免除)

- 第11条 町長は、奨学生が次の各号のいずれにも該当するときは、 償還の一部を免除することができる。
 - (1) 高等教育機関等を卒業した年度の翌年度以降から、芽室町

(目的)

第1条 この条例は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める | 第1条 この条例は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める 大学、短期大学、専修学校及び各種学校並びに北海道農業大学校 (以下「高等教育機関」という。)に修学する者(以下「学生」 という。)に対して芽室町奨学金(以下「奨学金」という。)を 貸付けることを目的とする。

(奨学金の利子及び償還方法)

第9条 一略一

- 2 奨学金の償還期間は、奨学生が高等教育機関を卒業した年度の 翌年度から12年(2年の据置期間を含む。)とする。
- 3 · 4 一略一

(償還の免除)

- 第11条 町長は、奨学生が次の各号のいずれにも該当するときは、 償還の一部を免除することができる。
 - (1) 高等教育機関を卒業した年度の翌年度以降から、芽室町内

改正案	現行
内に2年以上居住していること。	に2年以上居住していること。
(2)~(5) 一略一	(2)~(5) 一略一
2 -略- <u>附 則</u> この条例は、公布の日から施行する。	2 一略一